

鳥インフルエンザに係る死亡野鳥の対応フロー(市町村)

①通報を受ける

- 鳥の種類, 死亡野鳥の数を確認し, 対象鳥獣(検査案件)か判断する
- 対象鳥獣の場合, 総合県民局に連絡する。

検査対象

検査対象外

終了

②総合県民局へ連絡する

- 電話連絡に加え, 受付表を送付する。

③死亡野鳥を回収・搬送する

- 死亡野鳥を回収し, 最寄りの家畜保健衛生所へ搬送する。

簡易検査の実施

④検査結果の確認

⑤通報者に連絡する

Q 対象鳥獣かを判断するどうしたらいいですか？

- ◆ 次の条件を満たす場合は, 対象鳥獣の可能性「大」
 - ア ハトより大きいかもしくは同等
 - イ 水鳥である(水かきやくちばしに特徴)
 - ウ 猛禽類(ワシ、タカ、フクロウ等)
- ◆ 写真があれば, 県でも確認が可能なため, 各総合県民局に連絡し, 指示を仰いでください!



- ◆ 東部農林水産局林業振興担当
088-626-8583
- ◆ 南部総合県民局保健福祉環境部環境担当
0884-28-9860
- ◆ 西部総合県民局保健福祉環境部環境担当
0883-53-2060



Q 死亡野鳥の搬送先はどこですか？

- ◆ 徳島家畜保健衛生所へ搬送
徳島市, 鳴門市, 佐那河内村, 神山町, 松茂町, 北島町, 藍住町, 板野町
- ◆ 徳島家畜保健衛生所阿南支所へ搬送
小松島市, 阿南市, 勝浦町, 上勝町, 那賀町, 牟岐町, 美波町, 海陽町
- ◆ 西部家畜保健衛生所吉野川庁舎へ搬送
吉野川市, 阿波市, 上板町, 石井町
- ◆ 西部家畜保健衛生所東みよし庁舎へ搬送
美馬市, 三好市, つるぎ町, 東みよし町

Q 検査に適さない個体はどのようなものですか？

腐敗が進み白骨した個体
車にひかれた個体等



Q 検査結果が判明するのはいつごろですか？

- ◆ 午前中に搬送完了の場合
当日中に判明予定
- ◆ 午後には搬送完了の場合
翌日に判明予定



動けなくなっていたり、死亡している野生鳥類を見つけた方へ

Q 鳥インフルエンザではありませんか？

A 野鳥は生き物ですから、様々な原因で死亡します。もともと野鳥は様々な細菌や寄生虫を持っています。死因についても、衰弱、病気、事故、他の動物に襲われるなど、様々な要因が考えられます。

よって、野鳥が死んでいても、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はないと考えられます。特に冬から春先にかけては、寒さや餌の不足から野鳥に限らず多くの野生生物が死ぬことは珍しいことではありません。

Q さわったり、近づいたりするのは不安です。

A 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と濃密な接触等がある特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。この病気にかかった鳥と過度に接触して、羽や粉末状になった糞を吸い込んだり、糞や内臓に触れた手を介して鼻からウイルスが入るなど、人の体内に大量にウイルスが入ってしまった場合に、ごく希にかかることがあります。

日常生活においては、手洗いやうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

Q 死んでいる個体を廃棄するときは？

A 野鳥は、飼われている鳥と違って、エサが取れずに衰弱したり、わずかな環境の変化にも耐えられずに死んでしまうことがあります。また、野鳥は様々な細菌や寄生虫を持っていることもあります。野鳥が死んだ場合には、こうした細菌や寄生虫が人の体に感染することを防止することも重要です。

野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、細菌や寄生虫に感染するおそれがありますので、死亡した野鳥を素手で触らないよう注意してビニール袋に入れて、きちんと封をして動物死体として処分することが可能です。

Q 死んでいる個体を廃棄するときは？

A なお、野鳥が特に目立った傷などもなく、多数まとまって死んでいる場合には、野鳥についての相談窓口にご連絡下さい。



【野鳥についての相談窓口】

- 徳島県危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課 088-621-2262
- 東部農林水産局（徳島）林業振興担当 088-626-8583
- 南部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当 0884-28-9860
- 西部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当 0883-53-2060

